

1 基本理念

第2期南知多町子ども・子育て支援事業計画では、南知多町次世代育成支援行動計画の『みんなで かがやかそう 子どもの笑顔』を基本理念として継承し、みんなで子育てをしながら、子どもの幸せ、親の幸せ、地域の幸せを目指して、関連施策等の取り組みを進めてきました。

本計画においても、これまで実施してきた各種施策をさらに推進するために、「みんなで かがやかそう 子どもの笑顔」の理念を引き継ぐとともに、計画の基本的な目標をさらに明確に反映し、これからの南知多町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちを目指して、次のように基本理念を定めます。

基 本 理 念

みんなで かがやかそう 子どもの笑顔

2 基本目標

(1) 子育て支援サービスの充実・・・・・・・・

地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援を推進します。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

(2) 母と子の健康づくり・・・・・・・・

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要であり、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できる取り組みを進めます。

また、心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(3) 保育・教育の環境づくり・・・・・・・・

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

さらに、保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

(4) 子育てと仕事が両立できる環境づくり・・・・・・・・

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

(5) 社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供・・・・・・・・

障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

施策の展開

子どもの人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を令和6年4月1日時点の住民基本台帳の人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を参考により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、今後も減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	40	39	38	37	37
1歳	38	40	39	38	37
2歳	47	38	40	39	38
3歳	54	47	38	40	39
4歳	49	54	47	38	40
5歳	64	49	54	47	38
6歳	63	64	49	54	47
7歳	80	63	64	49	54
8歳	82	80	63	64	49
9歳	84	82	80	63	64
10歳	111	84	82	80	63
11歳	97	111	84	82	80
合計	809	751	678	631	586

基本目標 1 子育て支援サービスの充実

基本施策（1）子育て支援サービスの充実 ●●●●●●●

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
保育所における通常保育事業	保護者等の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に保育所において保育を実施しています。	健康こども課
一時預かり事業	子育てをしながら週2～3回働く保護者の方や、突然の病気、お年寄りの介護、冠婚葬祭、出産前後の期間など、断続的、一時的に保育が必要な保護者の方のために、保育所に入所していない就学前の児童を対象に実施しています。 実施施設は、内海保育所。また大井保育所については、定員に余裕がある場合のみ受入れしています。	健康こども課
保育所における障がい児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児等の受入れを推進するとともに、適切な保育が行われるよう、保育に携わる保育士等の専門性の向上等を図ります。	健康こども課
保育所及び子育て支援センターLINE公式アカウントによる情報配信	保育所や支援センターへの出欠連絡や行事案内、園だよりなど保育活動等の情報を保護者に配信していきます。	健康こども課
保育所における地域の子育て支援事業	保育所の有する専門機能を活用し、家庭で子育てをしている保護者とそのお子さんを対象とした園庭解放による遊び場の確保、子育て相談、その他世代間交流、地域の子どもと保育所園児の交流の促進を図っています。	健康こども課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができるように、子育て支援センターを事務局として、令和4年12月から会員の登録、マッチング等の事業を開始しています。	健康こども課
放課後児童健全育成事業	「うみっこ児童クラブ」・「豊浜放課後児童クラブ」にて保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に安全・安心な居場所を提供しています。	健康こども課
地域子育て支援拠点事業	現在、地域子育て支援拠点事業として、豊丘むくろじ会館へ移転した子育て支援センター「おひさま」において、子育て相談や子育て活動・親子交流の場の提供などを実施しています。 より多様化する地域の子育て支援に対応するため、体制の強化を図り、地域での支援、また、利用者数や利用形態などを検討していきます。	健康こども課
医療費助成	子ども医療費・ひとり親家庭等・障がい者医療費の助成を行っています。	住民課
中学3年・高校3年年齢相当者インフルエンザ予防接種	受験や就職といった人生の岐路に立つ親子の不安解消をはかるため、中学3年、高校3年年齢相当者を対象としたインフルエンザ予防接種を町内医療機関において無料で実施しています。	健康こども課
出産・子育て応援交付金交付事業費	全ての妊婦・子育て家庭を支援するため、妊娠から出産・子育てにおける相談事業を行い、妊娠届出時に出産応援ギフト（給付金）を、出生届出後に子育て応援ギフト（給付金）を支給しています。	健康こども課

事業名	事業概要	主担当課
おうちで子育て応援金	保育所等に入所していない生後11か月から3歳の誕生日までのお子さんを在宅で育児をされている世帯に対して、親子のふれあいを多くもってもらう目的で給付金を支給しています。	健康こども課
子育て支援金支給事業	次代を担う子どもの誕生を祝うとともに、町民の子育てを支援し活力ある町づくりを図るため、第3子以降出生児に祝い金を支給しています。	健康こども課
小中学校入学お祝い金	新入学準備品等を購入する際の経済的負担を軽減し、子育て支援及びお子様の健やかな成長を願いお祝い金を支給します。	健康こども課
海っ子バス学生補助事業	若い方たちに海っ子バスに親しんでもらいたいとの思いから、町内在住の学生（高校生、大学生、専門学生など）には、海っ子バス定期券代を、小中学生には、運賃を全額補助します。	健康こども課
こども誰でも通園制度	0歳6か月から満3歳未満の保育所に通園していないこどもに対して、月一定時間内の範囲において通園ができる給付制度を令和8年度までに開始します。	健康こども課

基本目標 2

母と子の健康づくり

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
母子健康手帳の交付と妊婦健康相談	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、妊婦の健康相談も行っています。 また、利用できる保健サービス等について説明し、妊婦の不安や要望に耳を傾け、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握する機会としても活用しています。	健康こども課
母子手帳アプリ「みなぴよ」の配信サービス	このアプリは、電子ならではの便利な機能を使って紙の母子健康手帳を補完するものです。お子さまの成長記録や予防接種の日程管理、町の育児情報などこれからの子育てに役立つ機能がたくさん入っていますので、多くの方が利用できるよう周知していきます。	健康こども課
妊婦・産婦・乳児健康診査	妊婦・産婦・乳児を対象に医療機関における個別健康診査を実施しています。	健康こども課
3か月児乳児健康診査	3～4か月児を対象に健康診査を実施しています。	健康こども課
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児を対象に健康診査を実施しています。	健康こども課
3歳児健康診査	3歳児を対象に健康診査を実施しています。	健康こども課
こんにちはあかちゃん訪問	新生児（乳児）の家庭を保健師が訪問し、母子の健康管理と子育ての相談、子育て支援事業の紹介等を行っています。	健康こども課
パパママセミナー	妊娠中の食事、運動、生活や出産後の育児について指導を行っています。	健康こども課
1歳6か月児健康診査事後指導教室（いちごの会）	育児支援が必要と思われる幼児とその保護者を対象に自由遊びや課題遊び・相談支援を行っています。	健康こども課
フッ素塗布	2歳、2歳6か月児を対象に歯科検診、フッ素塗布、歯磨きを実施しています。	健康こども課
妊婦無料検診	母子健康手帳の交付時に無料の歯科検診受診券を交付しています。	健康こども課
こどもすくすく相談 こども栄養相談	保健師等が子育てに関する育児相談、栄養相談を行っています。	健康こども課
すこやかサロン	6～7か月児と保護者のための仲間づくりや育児の悩みなどを相談できる機会を設けています。	健康こども課
バースデイ訪問	1歳を迎える子どもの家庭を訪問します。	健康こども課
フッ化物洗口	公立の保育所において保育園児（5歳児）を対象にフッ化物洗口を行っています。	健康こども課
不妊治療費助成	不妊治療を受けた方に対し治療費の一部を助成しています。	住民課
妊産婦医療費助成	令和6年度より安心して子どもを産み育てることができるよう、医療費の自己負担額を助成しています。	住民課
思春期教育 （性感染症の予防）	小・中学生を対象に性に関する指導等の教育を実施しています。	教育課

事業名	事業概要	主担当課
思春期教育 (薬物乱用防止)	小・中学生に対して禁煙防止、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓蒙を行っています。	教育課
思春期教育 (性の多様性)	小・中学生に対して性の多様性に関する指導等の教育を実施しています。	教育課
母子健康教育	母子、児童、生徒等を対象に健康に関する知識の普及を図ります。	健康こども課
すこやかオンライン相談	妊娠中の悩みや育児・子どもの健康について、スマートフォン等を利用して小児科・産婦人科・助産師へオンラインで相談できます。	健康こども課
産後ケア事業	出産直後から3カ月ごろまでの母子の体と心のケア、子育てのサポートを行います。	健康こども課

基本目標 3 保育・教育の環境づくり

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
保育所における延長保育事業	様々な就労形態に対応するための保育を実施しています。	健康こども課
一時預かり事業	児童の保護者の就労、疾病等やりフレッシュが必要なときに利用できるよう、2つの保育所において一時預かり事業を実施しています。	健康こども課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）[再掲]	仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができるように、子育て支援センターを事務局として、令和4年12月から会員の登録、マッチング等の事業を開始しています。	健康こども課

基本施策（2）保育所と小学校、中学校との連携の推進 ●●●●●●●●

それぞれの学校段階の特質を踏まえつつ、幼児・児童・生徒がその間の段差を乗り越え、移行が円滑に行われるように接続を図ることが重要とされています。特に、幼稚園教育と小学校低学年段階の教育においては、幼稚園と小学校が連携し、幼児期にふさわしい主体的な遊びを中心とした総合的な指導から、児童期にふさわしい学習等の指導への移行を円滑にし、一貫した流れを形成することが重要です。

多くの時間を過ごす教育・保育の場で、子どもの育ちを保障していくため、保育所・小学校・中学校が連携した質の高い教育（保育）の充実を図るとともに、学校教育の充実だけではなく、生涯学習も含めた子どもの健全育成の推進を図ります。

基本目標 4 子育てと仕事が両立できる環境づくり

基本施策（1）労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携・・・・・・・・

① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、啓発のみではなく、働き方の見直しに向けた様々な取り組みを推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

② 働きやすい職場環境の整備

働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、多様な保育サービスの展開など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。

基本目標 5 社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供

基本施策（1）要保護児童等へのきめ細やかな対応・・・・・・・・

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難を伴う場合があることが指摘されています。

子どもに関わる様々な機関や地域が連携して子ども虐待の早期発見、早期対応に取り組み、また、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

1. 発生予防、早期発見、早期対応等

子どもが安心して生活できるよう、児童虐待（障がい児を含む）の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進するとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。

2. 社会的養護施策との連携

児童虐待や養育困難など、何らかの事情により家庭で生活できない子どもたちのために、県と連携して、社会的養護施策となる養育家庭（里親制度）の普及を図り、多くの人に知ってもらえるよう、広報活動を行っていきます。

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

③ 障がい児施策の充実等

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。また、そのサービス内容に関して積極的かつわかりやすく広報し、各家庭が困った時に適切なサービスを受けられるようにします。

④ 子どもの貧困対策

生活困窮・養育困難な家庭に対する支援の充実に努めます。